

令和7年3月3日

公募公告

法務省矯正局長

下記のとおり公募に付します。

記

1 業務内容等

(1) 件名

矯正施設における物品販売等の運営事業

(2) 場所

全国の矯正施設（ただし、島根あさひ社会復帰促進センターを除く。）

(3) 内容

利用者のニーズに適応した物品の販売及びサービスの提供

(4) 応募者の単位

1事業者（共同事業体も可とする。）

(5) 業務履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 応募者資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。

(2) 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年間を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 本事業に関し、多品種かつ良質な物品及び優良なサービスを提供できる

- 能力を有すること。
- (5) 業務履行期間の全期間にわたり、本事業を安定的に運営できる実施体制を整えていること。
 - (6) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
 - (7) 本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令に基づく許可・免許・資格等を有していること。
 - (8) 不正及び不誠実な行為がないこと。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
 - (11) 事業者及びその役員が禁錮又はこれと同等以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
 - (12) 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けていること（令和8年4月1日までに認定見込みの場合は、認定手続中においても可とする。）。
 - (13) 記4に規定する審査委員及び審査委員が属する事業者でないこと。
 - (14) 日本語によるコミュニケーションが可能であること。

3 応募手続等

- (1) 応募申込書等の配布
 - ア 配布期間
令和7年3月3日（金）から同月24日（月）まで
 - イ 配布方法
記7において交付する。
- (2) 公募説明会
 - ア 本件公募の実施に当たり、令和7年3月11日（火）に実施する。
 - イ 参加要領等については、記7で配布する「募集要項」による。
 - ウ 公募説明会に参加しない場合であっても、応募を認める。
- (3) 応募申込書及び企画提案書等の提出
 - ア 提出期間
 - (ア) 応募申込書
令和7年3月12日（水）から同年4月4日（金）まで

(イ) 企画提案書等

令和7年3月12日(水)から同年6月13日(金)まで
なお、いずれの書類も期間内必着とする。

イ 提出場所

記7に同じ

ウ 提出方法

持参又は送付とする。

なお、企画提案書等の書類を送付する場合には、書留郵便等、配達状況の記録が残る方法によることとし、封筒表面に「矯正施設における物品販売等の運営事業に関する提出書類在中」と朱書きすること。

(4) その他

応募等の際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

なお、応募書類等は返却しない。

4 企画提案書等の審査方法

審査方法は、審査委員会による企画提案書の書面審査とする。また、必要に応じて事業者からのヒアリングを実施する。

5 事業者の決定方法

記2で示した応募者資格要件を満たした者から提出された企画提案書等について、記4の方法により審査する。審査により、本事業の実施に関し必要な経験と能力を有する者であると認められた事業者のうち最高得点のものを本事業の実施者として決定する。ただし、応募事業者が1事業者のみであっても、審査によって当該経験と能力を有する者とは認められないと判断された場合は、本事業の実施者として決定しない。

なお、具体的な評価項目等については、企画提案書記載事項「第3 企画提案書審査に係る事項」を参照すること。

6 使用する言語等

使用する言語、通貨、時間及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

7 問合せ先

法務省矯正局総務課調査係(担当:高田、中村、高部)

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館A棟14階

電話番号 03-3580-4111 (代)

メールアドレス teian-koubo@i.moj.go.jp

曜日：月～金 (除く祝日)

時間：午前10時～午後5時 (除く午後零時～午後1時)